

群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年2月10日（月）

13：00～13：20

場所：県庁舎7階災害対策本部室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）本県におけるこれまでの対応について

（2）県内患者発生時の対応について

（3）その他

4 閉会

群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部 設置要領

(目的)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症（以下「本疾患」という。）の感染拡大を可能な限り抑制するとともに、県民の生命及び健康を保護するため、「群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「県対策本部」という。）を設置し、その円滑な運営を図るためにこの要領を定める。

(所掌事務)

第2 県対策本部は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 患者の発生状況、感染規模の把握に関すること
- (2) 感染のまん延防止に必要な対策、措置に関すること
- (3) 医療体制の整備に関すること
- (4) 関係部局及び関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 広報及び情報提供に関すること
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3 県対策本部には、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は知事とし、県対策本部を総括する。
- 3 副本部長は副知事及び健康福祉部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長の指示によりその職務の一部を代行する。
- 4 本部員は、別表1に定める者とし、本部長の指示によりその業務を行う。

(会議)

第4 本部長は、県対策本部会議を召集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認められる場合には、本部員以外の関係者に県対策本部会議への出席を依頼することができる。

(運営等)

第5 県対策本部の庶務は、関係課室の協力を得て、健康福祉部保健予防課において処理する。

(解散)

第6 本疾患の患者数が減少して、低い水準にとどまり、流行が終息したと認められる場合、本部長は、県対策本部を解散する。

(委任)

第7 この要領に定めるもののほか、県対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要領は、令和2年2月10日から施行する。

別表1 県対策本部構成員

本部長	知事
副本部長	副知事 健康福祉部長
本部員	危機管理監 警察本部長 教育長 企業管理者 総務部長 企画部長 生活文化スポーツ部長 こども未来部長 森林環境部長 農政部長 産業経済部長 県土整備部長 会計管理者 病院局長 議会事務局長

1. 本県におけるこれまでの対応について

(1) 対策会議等について

- 1月30日 新型コロナウイルス感染症の対応に係る保健所等担当者会議
- 1月31日 新型コロナウイルス感染症対応に係る庁内関係課連絡会議
- 2月 3日 新型コロナウイルス感染症対策に係る関係幹部緊急会議
- 2月 5日 新型コロナウイルス感染症に係る医療体制緊急対策会議

(2) 正しい情報の提供

- ・県ホームページ「注目情報」に「新型コロナウイルス感染症について」を掲載。
- ・中国語と英語を併記した注意喚起ポスターを作成。
- ・感染症診療情報共有ネットワークシステムに医療従事者向け資料を掲載し、随時更新。

(3) 県民からの相談窓口

- ・予防方法や流行状況等に関する一般的な質問、相談
→各保健福祉事務所（保健所）、保健予防課専用回線（コールセンター）
※保健予防課コールセンターは土日祝日 10時～16時も開設
- ・湖北省から帰国後、体調不良になった方からの受診相談（帰国者・接触者相談センター）
→各保健福祉事務所（保健所）、保健予防課専用回線（コールセンター）
- ・経営環境の変化に直面している宿泊事業者からの相談
→関東運輸局観光部観光企画課の特別相談窓口を周知
- ・中小企業・小規模事業者等の融資及び経営に関する相談
→産業経済部商政課、（公財）群馬県産業支援機構総合相談課

(4) 医療体制の整備

- ・「帰国者・接触者外来」の設置
新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる専門医療機関。患者の診療に必要な个人防护具を県から提供。
- ・地域における医療体制の整備
感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来、市町村、消防、各保健福祉事務所（保健所）等が連携し、円滑な患者の診療や、まん延時の対策について協議する場を設ける。

(5) 検査体制の整備

- ・衛生環境研究所において検査体制を整備。1日20件まで検査可能。
（検体搬入～陽性判明まで15時間程度）

2. 県内患者発生時の対応について

(1) 疑い患者が発生した場合の対応

- ・ 治療

入院が必要な場合は、感染症指定医療機関に受入れを依頼。感染症病床（個室）に隔離。

- ・ 調査

保健所職員が患者に対して聞き取り調査を実施。行動歴、症状経過、濃厚接触者を確認。

(2) 感染拡大防止対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症と確定した場合は、濃厚接触者に対して、2週間の健康観察、外出自粛を要請。

(3) 公表（検査により新型コロナウイルス感染症と確定した場合）

- ・ 厚生労働省と内容、日時を調整の上、公表。
- ・ 患者のプライバシーに配慮し、感染拡大防止のために必要な情報を公表。

(4) 県民の不安解消

- ・ 専用コールセンターの増設。開設時間の延長。
- ・ 頻回に問い合わせがある事項については、速やかにホームページへ掲載。

(5) デマ、風評被害防止

- ・ 県ホームページ、SNSにより正しい情報を発信。